

鮮人集團密航処置狀況（中間報告）

二四一九一六 海上保安廳

一、情報

八月二十五日深夜嚴原及び佐世保の兩保安部長から対馬の〇一二かちの情報として「朝鮮人約一〇〇〇名、徵兵忌避の目的で、日本に向け密航、なお近日中約一〇〇〇〇名が同じく日本に向け密航の疑あり」の旨受電す。

二、処置

前号の受電後直ちに、門司、舞鶴、新潟、神戸及び廣島の各海上保安本部長に、特別警戒配備を命じ、佐渡ヶ島から以西、壱岐対馬を中心として、友ヶ島水道に至る西日本一帯の沿岸水域を、一九隻の巡視船で警戒を嚴にするとともに、港内艇を待機させた。本警戒中、右の警戒網に懸り逮捕されたものは次の通りであるが、新潟管内で三隻、舞鶴管内で二隻のものは、驅逐^{（駆逐）}され、裝備の不備又は船速緩ばずこれを遁走せしむるに至つた。

月 日	場 所	船 舶	逮 捕 人 員
八 二五	福井縣小浜港外	二〇屯漁船太清丸	鮮人 二、日本人 二
二六	山口縣仙崎灣口	八屯漁船金山丸	鮮人 九
二七	山口縣仙崎尻矢岬		鮮人 一三、國警により 陸上で逮捕
二八			六
二九	長野縣伊王島附近	機帆船明星丸（一〇〇〇 屯）	一〇六人（鮮人一〇二、日本人四人）
計			七二

右以後九月三日に至るまで、逮捕に至るものがない実状に鑑み一應特別警戒配備を解き、通常警戒につかせた。
其の後九月四日一六三〇新潟へ電話一舞鶴へ無線電信一から次の情報を受け信
三日二〇〇〇頃新潟、山形縣境附近に約一〇〇屯の機帆船四隻（一隻
まことに此上）
さ

され、四日〇七〇〇頃再びその南約二〇浬の地点、瀬波町に上陸を企てるも警防団にて阻止され船團は洋上に去つた。

新情報に基き同日一八〇四〇警戒部長名を以て小樽、塩釜、廣島、門司各本部長並びに部内一般に対し、情報連絡するとともに日本海沿岸一帯の警戒を厳にすべき旨指令し警戒中。

三、所見

- (1) 岸海面の警戒嚴重なるため、不法入國の機を得なかつたものと推定特別警戒の配備による所期の效果を學げ得たものと認める。
- (2) 従來九州北岸附近の警戒嚴重なものと、一部は新潟方面に向いたる形跡あれども海陸呼應しての警備に上陸の機を得ざりし事例あり。最近韓國よりの出國は監視厳しきと、小型船が多い点からして新潟附近以西の日本海沿岸及九州北西岸に亘り分散且つ逐次上陸の公算大であるが朝鮮における今後の治安を考慮し、諺船の事態に備え警戒を厳にする要あり。

- (3) 九日間に亘る特別警戒配備の経験に照し、海上治安の完璧を期すためには、早急に巡視船の増配と裝備及び通信強化を痛感する。